

エコアクション 21

環境活動レポート



作成：令和2年6月

対象期間：平成31年4月～令和2年3月

有限会社 八紘カイハツ

目 次

① 環境方針	3
② 組織の概要	4
③ エコアクション 21 取組体制	7
④ 環境目標	8
⑤ 主要な環境活動の内容	9
⑥ 実績と評価	10
⑦ 代表者による評価	13
⑧ 環境関連法規への違反、訴訟等の有無	14
⑨ 産業廃棄物処理業にかかる施設等	15
⑩ 許可・認可等の取得状況	18
⑪ 事業所認定等	21

① 環境方針

環 境 方 針

有限会社 八紘カイハツは、循環型地域社会の形成を基本理念に、地域社会の環境保全に寄与し資源の有効活用に努めます。

環境行動指針

- 1 当社の事業活動は、廃棄物全般の再資源化に取り組みリサイクル率を向上させます。
- 2 全業種に関し、省資源・省エネルギーに取り組みます。
- 3 収集・運搬車両・建設機械等のエコドライブ・エネルギーの使用量削減と排ガスの二酸化炭素などによる地球温暖化の防止に取り組みます。
- 4 環境マネジメントシステムを確立し、環境方針、環境目的、目標を定め、その実現を図るため、定期的に見直し継続的な改善を図ります。
- 5 この環境方針は、従業員に周知すると共に、一般にも公開します。
- 6 事業活動に関連する法規制は確実に遵守することを誓約いたします。

制定：平成18年 7月 7日

改訂：平成24年 6月 1日 2版

有限会社 八紘カイハツ

代表取締役 岩 下 重 俊 印

②組織の概要

1 事業所及び代表者氏名

有限会社 八 紘 カ イ ハ ツ

代表取締役社長 岩 下 重 俊

2 所在地

本社・営業所	〒028-5711	岩手県二戸市金田一字上田面241番地1
九戸村営業所	〒028-6502	岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第12地割
下山井車庫	〒028-5711	岩手県二戸市金田一字下山井70-1
一戸町営業所	〒028-5132	岩手県二戸郡一戸町小繫東田子2
浄法寺町営業所	〒028-6833	岩手県二戸市浄法寺町漆沢字中前田31
葛巻町営業所	〒028-5401	岩手県岩手郡葛巻町田部前里147-31

認証登録範囲

3 法人設立年月日

昭和 59 年 10 月 24 日

4 資本金

1,055 万円

5 売上高 (平成 31 年度)

232 百万円

6 環境管理責任者氏名及び連絡先

代表責任者 代表取締役社長 岩下 重俊

環境管理責任者 取締役専務 岩下 健氏

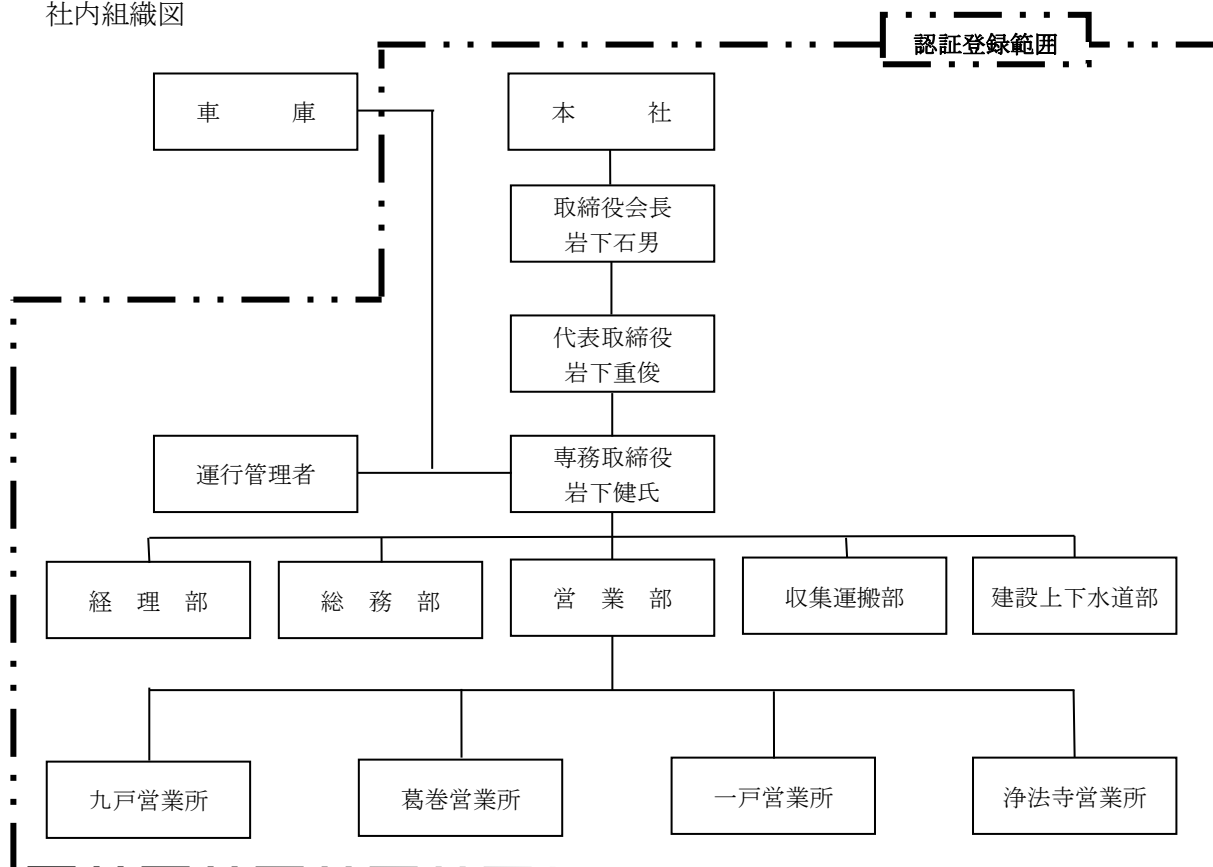
連絡先 電話 0195-27-4545

FAX 0195-27-4548

E-mail haxtuko@smile.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.haxtuko.com/>

社内組織図



8 人員配置図

人員配置図										
本 社							営 業 所			
役 員	経 理 部	総 務 部	営 業 部	収 集 運 搬 部	建 設 上 下 水 道 部	パ ー ト	九 戸 村	葛 巻 町	浄 法 寺 町	一 戸 町
4 名	1 名	2 名	1 名	11 名	2 名	0 名	※1 名	※1 名	※1 名	※1 名

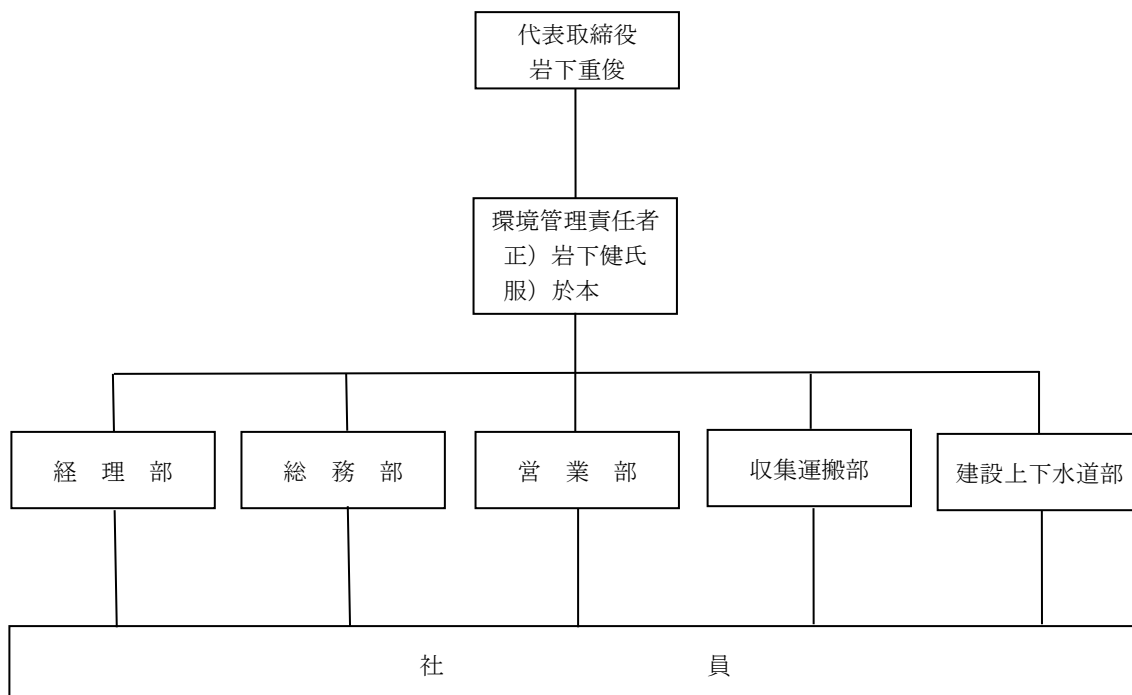
※一戸町営業所、九戸村営業所、葛巻町営業所、浄法寺営業所に担当者 1 名を配置しているが、本社に出退勤し営業所には休憩等で時々利用するだけで、営業所には常駐者はおりませんので※印が記載されている営業所に関しては人数合計には含みません。

事業内容：認証登録範囲は下記の全事業活動

一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、浄化槽
保守点検業、浄化槽清掃業、一般貨物自動車運送事業、高圧洗浄作業、古物商、給水・排
水装置工事業、建設業

③エコアクション21取組体制

1 EA21 活動組織図



2 役割と責任・権限

役割	担当者	責任・権限
代表者	岩下重俊	環境管理責任者を任命する。 環境方針を策定する。 環境管理責任者からの報告を受け全体の見直しを行う。 取組みに対する資源を用意する
環境管理責任者	正) 岩下健氏 副) 於本	代表者に代わってシステムを構築し、運用する。 代表者に結果を報告する。 副は正を補佐し、不在のときに代行する。
部門責任者 総務・経理 営業 収集運搬 建設上下水道	岩下 於本 根田 折戸	各社員の環境意識を向上させるための指導。 各社員の EA21 取組み状況をチェックする。 環境保全活動上必要な教育訓練を受ける。
活動取組員	全社員	省エネルギー、節水、廃棄物排出量削減の実施。 環境保全活動上必要な教育訓練を受ける。

④環境目標

		単位	平成 30 年度 (基準)	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
①	電力使用量	kWh	16,469	1%削減 16,304	1%削減 16,304	1%削減 16,304
②	軽油使用量	L	99,896	1%削減 98,897	1%削減 98,897	1%削減 98,897
③	ガソリン使用量	L	13,803	1%削減 13,664	1%削減 13,664	1%削減 13,664
④	ガス使用量	m ³	50	1%削減 49	1%削減 49	1%削減 49
⑤	灯油使用量	L	5,613	1%削減 5,557	1%削減 5,557	1%削減 5,557
⑥	①+②+③+④+⑤の 化石燃料	kg-CO2	333,031	1%削減 329,700	1%削減 329,700	1%削減 329,700
⑦	水使用量	m ³	70	1%削減 69	1%削減 69	1%削減 69
⑧	走行距離当りの 化石燃料	kg-CO2/ km	1.6	1%削減 1.58	1%削減 1.58	1%削減 1.58
⑨	廃棄物の リサイクル	t	1,353	1%増 1,366	1%増 1,366	1%増 1,366
⑩	グリーン購入	個	5	1個増 6	1個増 6	1個増 6
⑪	建設リサイクル				リサイクル に回す	リサイクル に回す

環境目標は、30年度を基準とした3年間の目標として、①から⑧については1%の削減、⑨は1%増、⑩は1個増を目指し、年率としては、①から⑧については0.5%の削減、⑨は0.5%増、⑩は1個増を目標とする。⑪はリサイクルに回すようにする。

⑤ 主要な環境活動計画の内容

1. 二酸化炭素排出量の削減

● 化石燃料使用量の削減

- ・ 急発進、急加速、急停止の禁止（グリーンゾーンでの運転）
- ・ アイドリングストップの実施
- ・ タイヤの空気圧を適正に保つ
- ・ エアコンの使用を控えめにする
- ・ 効率のよいルートを運行し走行距離の短縮化を図る
- ・ 定期的な車輛の点検・整備をおこなう

● 電気使用量の削減

- ・ 昼光を利用し、照明は必要な箇所のみ点灯する
- ・ 空調の温度設定を電力負荷がかからないように適性化する（冷房 28 度程度）
- ・ 空調を定期的に点検清掃する
- ・ クールビズ、ウォームビズに取り組む
- ・ 待機電力を使用する電化製品は主電源を切るかコンセントを抜く

2. 水資源投入量（排水量の削減）

● 洗車時の節水

- ・ 効率のよい洗い方をする
- ・ 水の垂れ流しをしない
- ・ 汚れのひどい所はバケツに水を汲みブラシで洗う

3. 廃棄物のリサイクル（受託廃棄物のリサイクルの促進）

● 紙使用量の削減

- ・ 両面コピーの活用や、使用済みコピー用紙の裏面の再利用をする
- ・ ミスコピーやミスプリントを減らすよう注意にする
- ・ 使用済みコピー用紙を再生紙へリサイクルする
- ・ 使用済み封筒を再利用する
- ・ 書類のペーパーレス化を推し進める（電子メディアへの保存）

● 廃棄物の発生の削減

- ・ 使い捨て製品の使用や購入を控える
- ・ エコマーク製品を優先的に購入する
- ・ 電化製品・什器等を丁寧に扱い、長期使用する
- ・ ゴミの分別を徹底し、リサイクルを促進する

● 積替施設に於ける分別

● お客様に資源ごみ分別の協力依頼の推進

4. グリーン購入

- ・ 使用するもので同じようなものや使いかけのものがなかったか考える
- ・ 原材料がリサイクルされているものを選ぶ
- ・ ごみが少なくなるものを選ぶ

⑥実績と評価 ※31年度目標は基準年（30年度）の1.0%削減

●エネルギー使用量

	単位	30年度 (基準)	31年度 (目標値)	31年度	評価
電力使用量	kWh	16,469	16,304	16,016	2.8%の削減となり目標達成
軽油使用量	L	99,896	98,897	116,954	17%の増加となり目標未達成
ガソリン使用量	L	13,803	13,664	13,527	1.9%の削減となり目標達成
ガス使用量	m ³	50	49	29.8	40%の削減となったが目標達成
灯油使用量	L	5,613	5,557	5,049	10%の削減となり目標達成
水使用量	m ³	70	69	49	30%の削減となり目標達成

●温室効果ガス排出量（CO2排出量）

	単位	30年度 (基準)	31年度 (目標値)	31年度	評価	
電力	kg-CO2	9,733	—	9,465		
化石燃料	kg-CO2	323,298	329,700	351,100		0
合計	kg-CO2	333,031	329,700	360,566		8.3%の増加となり目標未達成

購入電力の二酸化炭素排出係数は東北電力のH23年度の二酸化炭素排出係数(H26年12月発表)の0.591kg-CO2/kWhを使用しています。

●車両走行距離当りの温室効果ガス排出量

	単位	30年度 (基準)	31年度 (目標値)	31年度	評価
化石燃料	kg-CO2/ km	1.6	1.58	1.87	17%の増加となり目標未達成

●廃棄物のリサイクル

	単位	30年度 (基準)	31年度 (目標値)	31年度	評価
廃棄物の リサイクル	t	1,353	1,366	1,354	0.07%の増加ではあるが目標未達成

●グリーン購入

	単位	30年度 (基準)	31年度 (目標値)	31年度	評価
グリーン購入	個	5	6	6	1個増で目標達成

環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

電気使用量について

◎結果

電気使用量は、基準年に比べ 2.8%の削減で目標を達成。

○評価

継続的な節電の取り組みにより、基準年より削減出来ている。

●次年度の取り組み

作業ロスが無いように継続して取り組む。

化石燃料について

◎結果

軽油使用量は、基準年に比べ 17%の増加で未達成。

ガソリン使用量は、基準年に比べ 1.9%の削減で達成。

ガス使用量は、基準年に比べ 40%の削減で達成。

灯油使用量は、基準年に比べ 10%の削減で達成。

○評価

軽油は、仕事量の増加によって目標が達成されなかった。

ガソリン使用量は、アイドリングストップ等が周知されている結果と評価する。

●次年度の取り組み

仕事量により左右されるので、アイドリングストップ・収集運搬ルート（営業訪問ルート）急発進・急加速等の運転は行わない指導を再度行い、目標達成率を上げ継続する。

上水使用量（排水量）について

◎結果

上水使用量は、基準年に比べ 30%の削減で達成。

○評価

年々温度が上昇し、熱中症対策として散水等を行ってきて、目標達成されたことを評価したい。

●次年度の取り組み

現状維持の取り組みを行うが、節水するよう周知する。

廃棄物排出量（リサイクル）について（自社廃棄物排出量の削減を含む）

◎結果

廃棄物の、リサイクル率を向上する為に日頃、分別作業員に周知した結果、目標値を上回ることができた。

○評価

目標値まではいかなかったが、結果 1,354 t のリサイクル等に回すことができた。今

後もリサイクルに関しての取り組みは高めていきたい。

●次年度の取り組み

今後も、リサイクル向上の為に、作業員に対してのリサイクルの徹底指導をする。

グリーン購入について

◎結果

環境に対する負荷を少なくする為に、基準年に対し1個増で6個とした。

○評価

環境に対し全従業員が周知している。

●次年度の取り組み

環境に対する負荷を少なくする為に、よく考え行動する。

⑦代表者による全体の評価と見直し

平成 31 年度 全体の確認・評価

事 項	報告内容（要旨）	代表者の評価
(1)環境目標の達成状況、並びに環境計画の実施状況	電気は、基準値より 2.8%の削減 軽油は、基準値より 17%の増加 ガソリンは、基準値より 1.9%の削減 ガスは、基準値より 40%の削減 灯油は、基準値より 10%の削減 水は、基準値より 30%の削減 目標値まで達しなかった項目が、1 項目。 その為、使用状況の徹底と作業効率を再度、図る必要がある。	軽油は、作業するには必要不可欠で、仕事量の多いことは、会社にとっては評価できることではあるが、目標値に近い所で抑えてほしかった。 次年度では、目標値に向け取り組んでほしい。
(2)近隣住民等からの苦情・要望の受付及び処置状況	苦情・要望等なし	素早く対応できる体制をつくっておくこと。
(3)環境法規制等に対する遵守状況、並びに定期確認結果	法改正・違反等はありませんでした。	法令厳守、無理無駄のないようにしましょう。
(4)是正処置及び予防処置の実施結果	必要なし	
(5)前回の指示事項の取組結果	必要なし	
(6)その他	H23 年 1 月 元請責任、罰則の強化 H23 年 3 月 廃棄物処理法改正による産業廃棄物収集運搬の合理化 H28 年 4 月 廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定	社員に周知し、環境改善に取り組みましょう。
法規制等の動向		
お客様からの要望		

代表者による環境方針等の変更の必要性ならびに指示事項

項 目	変更の有無	指示事項等	回答者	回答日	回答内容
環境方針	無	無	環境管理者	無	無
環境目標	無	無	環境管理者	無	無
環境活動計画	無	無	環境管理者	無	無
全体の評価に関し	無	全項目達成に向け運行ルート・運転技術の向上、節水・節電等周知をすること。	環境管理者	4/2	全社員集め全項目達成を目標に再度、周知徹底させる。
その他	無	無	環境管理者	無	無

⑧環境関連法規への違反,訴訟等について

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りである。

関連法	法規制内容	規制対象	遵守事項	遵守状況
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律(水銀 廃棄物を含む)	一般廃棄物 関連	収集運搬部	一般廃棄物収集運搬実績報告書	適正
	産業廃棄物/特別管 理産業廃棄物適正処 理		収集運搬許可 収集運搬車表示 帳簿記載 収集運搬実績報告	適正
	積替え保管	収集運搬部 営業部	保管基準(表示・衛生管理・保管 量・囲い)	適正
	マニフェストの管理	総務部 営業部 収集運搬部	マニフェスト返送・保管	適正
	契約書	総務部 営業部	収集運搬契約締結 契約書保管	適正
	処理困難物の通知		処理が困難になった際の連絡	該当なし
家電リサイク ル法	特定家庭機器廃棄物	総務部 営業部	管理票の保管	適正
道路交通法(道 路運送法)	車輛点検 運転管理者 過積載 速度違反	収集運搬部	日常点検 運行前・後点呼 計量器による計量 チャート紙	適正
消防法	危険物の貯留 火災の予防	全部門	軽油 消防用設備	適正
労働安全衛生 法	労働災害防止 安全衛生管理	全部門	災害防止作業員の着用 健康診断の実施	適正
二戸市環境基 本条例	基本方針	全部門	廃棄物の減量 資源の循環的な利用	適正
建設業法	建設工事 関連	上下水道事 業部 土木部 収集運搬部 営業部	説明書 契約書(入札日の翌日から7日以 内) 届出・報告 関連	適正
建設リサイク ル法	建設工事 関連 解体工事 関連	上下水道事 業部 土木部 営業部	発生抑制(施行方法・資材選択) 再利用・再生利用・再資源化努力	適正
オフロード法	特定特殊自動車排出 ガスの規制	土木部 収集運搬部	適合証明 平成18年10月以降に制作され ている建設機械等	適正

当事業所に適用される環境関連法規の法令違反はありません。

関係機関から訴訟を提起されることも、現在、係争中の訴訟もありません。

違反・訴訟等はこれまで、過去3年間一切ありません

⑨産業廃棄物処分業にかかる施設等

1 運搬車輛の種類と台数 (平成 31 年 6 月現在)

- ・小型車 7 台 (トラック・小型移動式クレーン・脱着装置付コンテナ専用車)
- ・中型車 8 台 (脱着装置付コンテナ専用車・ダンプ車・トラック・BQ)
- ・大型車 8 台 (脱着装置付コンテナ専用車・ダンプ車・BQ)

2 積替保管施設面積・保管上限量

- ・事業場面積 1,501.03 m²
- ・保管面積 34.20 m²
- ・保管容量 27.44 m³

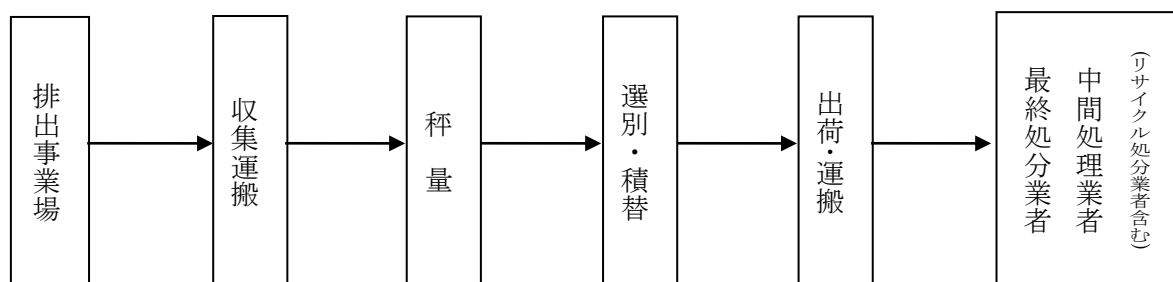
3 保管施設の概要

積替え又は保管を行う 産業廃棄物の種類	面積 m ²	積み替えのための 保管上限 m ³	積み替えのための 保管上限 t
廃プラスチック類	6.84	8.2	1.025
紙くず	6.84	3.08	0.350
木くず	6.84	8.2	1.443
ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	6.84	2.66	1.359
がれき類	6.84	5.3	6.063

廃棄物処理（収集運搬）工程図

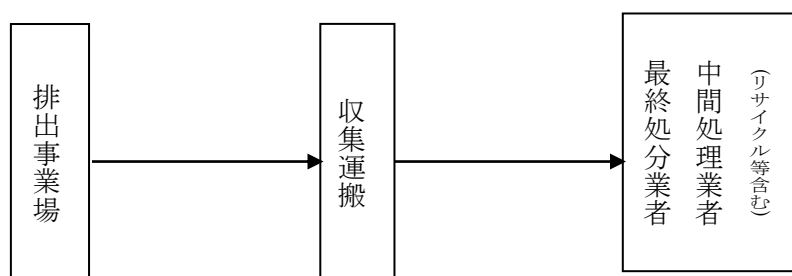
- ・ A 産業廃棄物の積み替え、保管を含む処理フロー

（廃プラスチック類、紙くず、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）



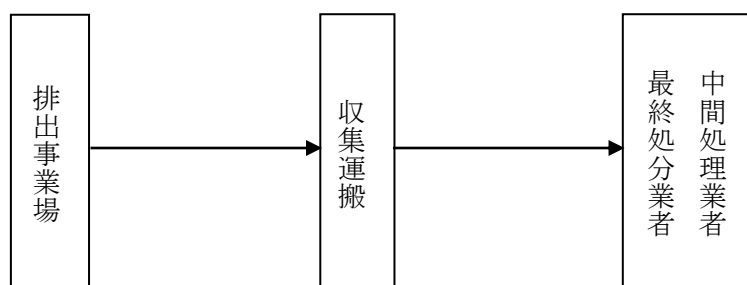
- ・ B 産業廃棄物の積み替え、保管を含まない処理フロー

（金属くず、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、動植物性残渣）



- ・ C 特別管理産業廃棄物の処理フロー

（廃油、廃酸、廃アルカリ、医療系廃棄物、汚泥、廃石綿等）



収集運搬実績

処理方法等	廃棄物等種類	30年度	31年度	32年度
		運搬量 t	運搬量 t	運搬量 t
産業廃棄物 収集運搬	非感染性廃棄物	—	—	—
	燃え殻	1,850.75	1107.52	
	ばいじん	0	0	
	石綿含有産業廃棄物	48.76	0	
	汚泥	540.22	540.96	
	廃油	1.17	3	
	廃酸	0.11	0	
	廃アルカリ	83.25	67.51	
	廃プラスチック類	298.24	272.29	
	紙くず	6.43	4.69	
	木くず	283.63	198.42	
	動植物性残渣	102.09	154	
	金属くず	107.75		
	ガラスくず及び陶磁器くず	253.58	336.26	
	がれき類	357.49	242.94	
繊維くず	0	0.48		
特別管理産業 廃棄物収集運搬	感染性廃棄物	12.10	1094.99	
	引火性廃油	0.63	3.87	
	燃え殻（有害）	27.68	16.93	
	廃石綿等	0	0	
	汚泥（有害）	0	0	
	廃油（有害）		0.91	
	廃酸（有害）	0	0.01	
一般廃棄物	一般廃棄物	1,219.61	1672.398	
収集運搬量合計		4,419.32	5717.208	

6 廃棄物処理料金

収集運搬料金は、廃棄物の量、種類、運搬距離等により異なりますので、当社営業部担当までお問い合わせください。無料にてお見積りいたします。(TEL 0195-27-4545)

⑩許可・認可等の取得状況

産業廃棄物収集運搬業（岩手県）

許可名 許可番号	許可年月日 許可の有効年月日	許可品目
産業廃棄物収集運搬業 許可番号 00319014942	平成 31 年 2 月 21 日 平成 36 年 2 月 20 日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、 がれき類、動物のふん尿、ばいじん (積替え・保管 有)
特別管理産業廃棄物 収集運搬業 許可番号 00359014942	平成 31 年 1 月 13 日 平成 36 年 3 月 10 日	廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、 廃石綿等、燃え殻、汚泥

産業廃棄物収集運搬業（青森県）

許可名 許可番号	許可年月日 許可の有効年月日	許可品目
産業廃棄物収集運搬業 許可番号 0201014942	平成 28 年 3 月 28 日 平成 33 年 3 月 27 日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち、自動車等 破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除き、 石綿含有産業廃棄物であるものを含む。） (積替え・保管 無)

特別管理産業廃棄物 収集運搬業 許可番号 0251014942	平成 28 年 3 月 28 日 平成 33 年 3 月 27 日	廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、汚泥
---------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------

産業廃棄物収集運搬業（秋田県）

許可名 許可番号	許可年月日 許可の有効年月日	許可品目
産業廃棄物収集運搬業 許可番号 00501014942	令和元年 6 月 7 日 令和 6 年 5 月 19 日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、紙くず、木くず、動 植物性残渣、金属くず、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁器くず、がれき 類 (積替え・保管 無)
特別管理産業廃棄物 収集運搬業 許可番号 00551014942	令和元年 6 月 7 日 令和 6 年 5 月 19 日	廃油、廃酸、廃アルカリ、特定有害産業 廃棄物（汚泥、廃油、廃酸及び廃アルカ リに限る。）

産業廃棄物収集運搬業（宮城県）

許可名 許可番号	許可年月日 許可の有効年月日	許可品目
産業廃棄物収集運搬業 許可番号 0400014942	平成 28 年 6 月 29 日 平成 33 年 4 月 26 日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、紙くず、木くず、動 植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁器くず、がれき 類、家畜のふん尿、ばいじん、石綿含有 産業廃棄物 (積替え・保管 無)

産業廃棄物処分業（岩手県）

許可名 許可番号	許可年月日 許可の有効年月日	許可品目
産業廃棄物処分業 許可番号 00329014942	平成 28 年 12 月 2 日 平成 33 年 12 月 1 日	廃プラスチック類、紙くず、木くず

一般廃棄物収集運搬業

地区	許可名 許可番号	許可年月日 許可の有効年月日	許可品目
二戸市	二戸市指令環第 18 号	令和 2 年 04 月 01 日 令和 4 年 03 月 31 日	事業系一般廃棄物、一般家庭から排出される粗大ごみ及び引越し等の一時多量ごみ
一戸町	一戸町指令一般廃棄物処理業許可第 2-5 号	令和 2 年 04 月 01 日 令和 4 年 03 月 31 日	事業系一般廃棄物、一般家庭から排出される粗大ごみ及び引越し等の一時多量ごみ
軽米町	軽米町指令町第 7 号	令和 2 年 04 月 01 日 令和 4 年 03 月 31 日	事業系一般廃棄物
九戸村	九戸村指令住第 1-9 号	令和 2 年 04 月 01 日 令和 4 年 03 月 31 日	事業系一般廃棄物
葛巻町	葛巻町一般廃棄物処理業 令和 2 年 第 2 号	令和 2 年 04 月 01 日 令和 4 年 03 月 31 日	事業系一般廃棄物
三戸町	三戸町許可第 208 号	令和 2 年 04 月 01 日 令和 4 年 03 月 31 日	事業系一般廃棄物
八幡平市	八幡平市指令市民 第 36 号	令和 2 年 02 月 19 日 令和 4 年 02 月 18 日	特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項の政令で定める一般廃棄物

久慈地区	久慈広域連合指令 処理業 特家 31 第 14 号	平成 31 年 04 月 1 日 平成 33 年 03 月 31 日	特定家庭用機器再商品化法第 2 条 第 4 項の政令で定める一般廃棄物
------	------------------------------	---------------------------------------	--

一般廃棄物収集運搬業

廃棄物の種類	許可名 許可番号	許可年月日 許可の有効年月日	収集区域
浄化槽汚泥	二広指令 第 6 号	令和 2 年 04 月 01 日 令和 4 年 03 月 31 日	二戸市、一戸町、軽米町、 九戸村

浄化槽清掃業許可証

許可地区	許可番号	許可期間
二戸市	二戸市指令環第 19 号	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
一戸町	一戸町指令浄化槽清掃業 許可第 2-4 号	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
軽米町	軽米町指令町第 20 号	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
九戸村	九戸村指令住第 2-6 号	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

その他の許可

浄化槽保守点検業	知事登録 岩手県一円 登録番号：岩手県 20(登)第 5 号
一般貨物自動車運送事業	東自貨 15 号
一般建設業許可	岩手県知事登録（般-29）第 9837 号 （土木工事業、建築工事業、ほ装工事業、 とび・土工工事業、管工事業、水道施設工事業）
給水装置工事業指定店	（二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・葛巻町）
排水設備指定工事店	（二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・葛巻町）

⑪事業所認定等

いわて地球環境にやさしい事業所

認定番号	30-4-70
認定区分	☆☆☆☆
認定年月日	平成 25 年